

一般質問通告書要旨

清新クラブ 5 番議員 高阪康彦

(1 問目) 町名簡素化について

今議会に、議案第60号として提出されています「字の区域の設定について」が、可決をされますと、来年1月16日からは旧本町地区が「城一丁目から城四丁目」と云う地名に変わります。提案理由にもありますが、新字名を設定し地番整理を行うことで、行政上の不便を解消するものであります。又、地番が整理されることにより、郵便物はもとより、家の特定が早くなり、救急の場合にも、災害時においても、迅速な救出活動が出来る事にもなります。私見ですが、同じ町名になることにより、地域の一体感がより生まれるものと思われまじし、歴史ある「城」と云う名前を、利用して町おこしが出来ないものかと思っています。

地域住民にとっては、長い住所表示から解放され、住所が簡素化されます。旧本町地区は早くから簡素化の要望がありました。アンケートなど具体的な行動が始まってから6年程たっていると思います。途中、挫折することもありましたが、住所表示を簡素化しようと町内会長さんを中心とした組織が出来、3名の本町の議員も顧問という形で参加をして本格的な活動が始まり、やっところまで来たという感慨があります。そう言った意味で町内会長さんはじめ、この運動にお骨折りを戴いた各町内の役員さん方に、心から敬意を表したいと思います。又、いろいろとご助言、ご指導等、尽力戴きました町当局にも感謝を申しあげたいと思います。

質問に入ります。私の質問は2問であります。

一問目は、本町地区の町界設定の説明会でも質問がありました。新住所「城」に隣接した地域に、旧住所が残っているので、何とかならないのか。と云う質問だったと思います。新住所となる地域と旧住所の地域が同じ町内会ですので、このように発言されたのだと思います。具体的には、蟹江郵便局の周辺であります。私は、以前にこの問題を質問をしたことがありました。山田邦夫議員も同じ質問をされたと記憶しています。その時とは、「城」という新町名が出来ますので、少し状況が変わって来ています。

問題の地域は、新町名「城」の東側に当たり、町界設定図の12番の地域になります。12番の地域は、北は県道弥富名古屋線から南は近鉄線まで、東は福田川までとゆたか台が含まれていますし、西は郵便局の前の通り、県道境・政成新田蟹江線です。そして、この地域は、既に本町と云う住所になっています。北から順に本町5丁目から11丁目までの住所が割り振られています。しかし、そうならない地域があります。前述の郵便局の周辺は字ソノ割、ゆたか台のセノ割、ニューシテイのキの割、ニッセン跡地に建てられた住宅はウノ割、ムノ割であり、その他にヨノ割、チノ割、ハノ割、ヌノ割、ルノ割、モノ割があります。

町界設定図は恒久的な道路、川、鉄道などを区切りとして設定がされ、既に町界設定の終了した、舟入地区は19番の地区、宝地区は15番の地区、城は11番の地区になり、地域全体に同じ町名の地番が振られ、舟入ならここ、宝はここ、城はここと

解りやすいのですが、12番の本町の地区は、先に申しあげました旧住所が混在しているので、解りやすくはありません。

理想はこの地域の住所が全部「本町」の町名になれば解りやすい訳です。この事を解決するには、この地域も町界町名設定事業を行えば良いのではないかと、思われますが、これを行うには、その要件として、該当地域の住民のおおむね80%の同意が条件となります。ここはすでに簡素化された、蟹江町本町〇丁目〇番地という住所表示になっていますので、この地域で住民のおおむね80%の同意を得るのは、不可能に近いと思います。

この事を考えますと、12番の地区の旧住所の方々は、永久的に住所が変わらないと考えられます。今の言葉で言えば「住所表示難民」という言葉が当てはまるのではないのでしょうか。行政的には地番が整理されることによりメリットが考えられるのは理解出来ますが、住民は地番整理よりも住所表示が簡素化されることを望んでいると思います。

そこでお尋ねをしますが、

町界設定図12番の地域は全体で何戸あるか、その中で本町と云う住居表示の世帯は何戸あり、そうでない世帯は何戸あるのか。（特殊形態であるニューシティは別にカウント）お聞かせ下さい。

又、住所表示難民を救済するために、旧町名の世帯に、隣接した本町の丁名を配し、今使用している地番の続きを振り、本町〇丁目〇番地にすることは出来ないのか、出来るとすればどんな手順が必要か、お尋ねをします。

二問目は、町界設定図に関してお尋ねします。「城」の北の地域。設定図で云うと、10番の地区になります。10番の地域の「城」と隣接する町内の方から、私達も一緒に住所表示を替えて貰えないかと相談された事がありましたが、町の設定図に添って進めているので難しい。この事業が終わったら、改めて考えましようかと答えた事がありました。

この10番の地域は北はJR、南は県道弥富名古屋線、西は蟹江川、東は福田川の地域です。この地域が、もし町界町名設定事業に取り掛かった場合、県道境、政成新田蟹江線の東側は既に本町1丁目から4丁目分割り振られています。町の設定図に添って行った場合、本町1丁目から4丁目なくなる事になります。残せば町界設定図が変更になる訳です。私はこの設定図は変更するべきではないと思います。

もしこの地域が町界町名設定事業を行おうとした場合、町はどのような考えで指導されるのかお伺いしたいと思います。

答弁をお願いします。